

配置予定現場代理人・技術者届

入札参加申請した工事及び当該工事に配置する予定の技術者等（現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。）について、次のとおり届け出ます。また、当該技術者等の雇用確認書類を別添のとおりに提出します。

令和 年 月 日

商号又は名称

(押印不要)

調達案件番号 申請工事名称	辞退	配置予定現場代理人 配置予定技術者	営業所 専任 技術者	現在配置している工事名称 (配置状況)	契約金額 (税込)
				(現・監・主・他)	

- ・落札候補者となった工事と同一月に公告された工事(堺市上下水道事業管理者発注分を含む。)のうち、入札参加申請を行った全ての工事(落札候補者となった工事、入札参加資格が認められなかった工事及び入札を辞退した又は辞退する予定の工事を含む。)を記入してください。
- ・申請した工事に配置する予定の技術者名等を記入してください。また、当該技術者等を他の工事に配置している場合は、現在配置している工事について記入してください。当該工事への配置状況については、現場代理人は「現」に、監理技術者は「監」に、主任技術者は「主」に、他の技術者(監理技術者又は主任技術者以外の技術者)は「他」に○をしてください。なお、他の技術者として、現在工事に配置している場合は、本市工事(堺市上下水道事業管理者発注分を含む。)と兼任させる見込みである工事のみ記入してください。
- ・記載した全ての技術者等について、雇用確認書類(入札公告において定められた書類に限る。)を提出してください。
- ・記入した工事について、既に入札辞退届を提出している場合は辞退欄に「済」、入札辞退届を提出する予定である場合は辞退欄に「予」と記入してください。
- ・建設業法第7条及び第15条に定める営業所専任技術者は、営業所専任技術者欄に○を記入してください。また、営業所専任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事に配置できませんので注意してください。